

○岩手県精神保健福祉審議会条例

昭和40年10月15日条例第41号

岩手県地方精神衛生審議会条例をここに公布する。

岩手県精神保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、岩手県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員の中から互選された者が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第2条第2項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(省略)